

久保小学校生徒指導規程

尾道市立久保小学校

第1章 総則

【目的】

第1条 この規定は、尾道市立久保小学校（以下「本校」という。）の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

【意義】

第2条 生徒指導の意義は、問題行動への対応という消極的な面だけでなく、すべての児童一人一人の心を育て、それぞれの人格のよりよき発達を目指すという積極的な面を持っている。したがって、この規定では次の3点を強調する。

- (1) 自己決定の場を与える。
- (2) 自己存在感を与える。
- (3) 共感的人間関係を育成する。

【家庭教育との関わり】

第3条 父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。（教育基本法第十条）

第2章 学校生活に関すること

【通学】

第4条 児童の通学については、本校の規定による。なお、特別な事情等については、教育的配慮のもとに保護者と協議して決める。

【登下校】

第5条 登下校については、教育活動とし、児童の安全を第一に考えるとともに社会の一員としての基盤を培うため、以下に規定する。

- (1) 交通規則及び交通マナーを守る。
- (2) 全学期を通じて登下校の時刻を守る。
登校：8時15分までに登校する。（始業時刻は8時20分）
7：45までは校舎内に入らない。
下校：原則、16時30分までに下校する。
※特別日程の場合は、この限りではない。
- (3) 決められた通学路を通り、徒歩で通学する。
- (4) 登校後には、忘れ物を取りに帰ったり、保護者に電話したりしない。

【欠席・遅刻・早退・保健室の利用】

第6条 欠席・遅刻・早退する場合は、以下に規定する。

- (1) 欠席・遅刻の場合、保護者が8時10分までに理由とともにその旨を連絡する。
- (2) 早退等の場合は、保護者に連絡の上、迎えに来てもらう。
- (3) 連絡なく欠席した場合は、生徒指導主事と連携を取り、家庭連絡する。
- (4) 連絡なく遅刻（週に2回以上）した場合は、生徒指導主事と連携を取り、家庭連絡し、指導への協力をお願いする。
- (5) 保健室の利用は原則1時間とし、静養しても回復しない場合は、保護者に連絡し迎えに来てもらう。なお、保健室を利用する際は、連絡カードに担任が必要事項を記入し、養護教諭に渡す。

【頭髪・化粧・装飾・装飾具等】

第7条 頭髪等については学習するためにふさわしく、華美にならないよう以下規定する。

(1) 男女共通

- ①横の髪の毛が耳に覆い被さる場合は、ピン（黒・紺・茶）で留めて、耳が出るようにするのが望ましい。
 - ②肩に髪の毛がかかる場合は、耳より下で一つまたは二つに、ゴム（黒・紺・茶）で結ぶ。前髪は目にかからない程度とし、かかる場合はピン（黒・紺・茶）で留める。
 - ③過度なツブロックやモヒカン、剃り込み、ハーフアップ、後れ毛等は禁止する。
 - ④染色、脱色、整髪料、パーマ（ストレートパーマを含む）は禁止する。
 - ⑤マニキュア、ペディキュア、タトゥシールなどの爪や肌への装飾は禁止する。
 - ⑥口紅は禁止する。但し、唇が荒れている場合にはリップクリーム（無色）を持って来てもよい。（その場合は保護者が学校に連絡する）
 - ⑦指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ等の装飾品は禁止する。
- (2) 違反があった場合には、児童本人に指導後、保護者に連絡し、指導を行う。また、違反を繰り返す場合は特別な指導を行う。

【服装】

第8条 校内外での学習活動及び登下校の際の服装について、以下に規定する。

(1) 男女共通

- ①原則として規定服、制帽を着用し、名札を付ける。ポロシャツの下に着るものは白または肌の色に近い色等透けて見えない色、丸首またはVネックでポロシャツから出ないものとする。
夏：襟付きの白ポロシャツ、黒（または紺）の半ズボン・プリーツスカート
冬：学校指定のスモック、襟付きの白ポロシャツ、黒（または紺）の半ズボン・プリーツスカート
※プリーツスカートの長さは膝にかかる程度とし、極端に短い、長い場合は保護者に連絡する。
※プリーツスカートの下には、スカートの裾から出ないカバーパンツやハーフパンツ（黒または紺）を着用する。
 - ②靴は白の運動靴、靴下は白色（くるぶしの上10cm程度～膝下まで）
 - ③教室や廊下では上履きシューズを着用する。体育館では体育館シューズを着用する（白色）。
 - ④冬季は、登下校時にジャンパー、手袋、ネックウォーマー等を着用してもよい。（ただし、教室入室後は脱ぎ、ランドセルに入れること）また、スモックとポロシャツとの間にベスト、セーター（共に無地で目立たない色）は着用してもよい。（ただし、スモックを脱いで活動する際には脱ぐこと）
※始業前、グラウンドでの手袋着用は許可する。
 - ⑤体操服は、本校規定のものを上下と赤白帽子を着用する。冬季は、長袖の体操服がない場合は半袖の体操服の下に長袖シャツ（白無地のみ）を着用してもよい。
- (2) 違反があった場合には、児童本人に指導後、保護者に連絡し、指導を行う。また、違反を繰り返す場合は特別な指導を行う。

【所持品】

第9条 学校の環境が整い、誰もが向上心を持って学習、生活することができる場となるよう、所持品について、以下に規定をする。

- (1) 原則として学習道具はランドセルに入れて登校する。ただし、行事等の関係上ふさわしいと思われる場合は、リュックサック、手提げ袋等、適切に使用する。
- (2) 筆記用具（原則）：鉛筆4～6本（シャープペンシルは禁止）、赤・青鉛筆（5・6年生は赤・青ボールペン可）、消しゴム（ノック式は不可）、ものさし（折りたたみ式は不可）。
※のり、はさみ（カッターナイフは不可）、その他算数で使うもの（分度器・三角定規・コンパス等）は、道具箱に保管する。
- (3) 学習に不必要な物は持参しない。（おもちゃ、音楽プレイヤー、ゲーム、カード、

- キーホルダー、デジカメ、お金、シャープペンシル等)所持していた場合は、担任が預かり(職員室で管理)、放課後に返却する。
- (4) 携帯電話及びスマートフォン(以下、通信機器)は学校に持ち込むことを禁止する。ただし、特別な事情があるときは、保護者が学校に届け出る。許可された場合は、登校時に担任に預け(職員室で管理する)、放課後に返却する。
- ※登下校中の通信機器の紛失・破損について、学校は責任を持たない。
※学校外での通信機器の使用については、保護者の責任のもと、行うこととする。
- (5) 違反があった場合には、児童本人に指導後、保護者に連絡し、指導を行う。また、違反を繰り返し行う場合は特別な指導を行う。

【生徒指導の基本的な対応】

第10条 児童が問題行動等を起こした時にする基本的な対応について、以下に規定する。

- ①担任を中心に複数で事実確認(5W1H)をする。(教育相談室等)
 - ②本人が納得し、反省することができるように個別指導をする。
 - ③保護者へ事実の報告と指導方針を伝える。
 - ④学校、家庭での指導方法と改善の計画を立てる。
 - ⑤生徒指導主事及びSSW(いる場合)を中心に児童への指導及びケアを行う。
 - ⑥定期的に保護者に事後経過の確認、報告を行う。
- ※指導上、保護者に協力をいただく(来校し様子を見ていただく等)ことがある。
また、事実確認・状況把握のために、静止画・動画で記録する場合がある。

【特別な指導】

第11条 次の問題行動を起こした児童に対して、保護者と連携の上、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①窃盗・万引き
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④飲酒・喫煙
 - ⑤交通違反
 - ⑥刃物等所持
 - ⑦その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校のきまり等に違反する行為
 - ①喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
 - ②いじめ
 - ③授業妨害・無断欠課(エスケープ)
 - ④指導に従わないなど、指導無視及び暴言等
 - ⑤児童及び教師に対する暴力
 - ⑥金銭トラブル(物の貸し借りなど)
 - ⑦火気に関わるいたずら
 - ⑧カンニング等のテスト中の不正行為
 - ⑨その他、教育上指導を必要とすると判断した行為
- (3) 特別指導の手順
 - ①生徒指導部を中心に複数で事実確認(5W1H)をする。(小会議室等)
 - ②保護者へ事実の報告と指導方針を伝える。
 - ③事案によっては関係機関(警察等)に連絡する。

※場合によっては、関係機関(警察等)から直接、保護者に連絡をする場合がある。

 - ④学校、家庭での指導方法と改善の計画を立てる。
 - ⑤計画に応じて改善が見られるまで別室指導(小会議室等)を行う。
 - ⑥生徒指導主事及びSSW(いる場合)を中心に児童への指導及びケアを行う。
 - ⑦定期的に保護者に事後経過の確認、報告を行う。
- (4) 指導期間
別室指導の期間は、問題行動の状況や本人の反省の状況を踏まえ、管理職、生徒

指導主事、担任（必要に応じて関係機関）との協議の上決定する。決定した指導期間を本人及び保護者に伝える。

※指導期間の延長・短縮においては、事案の状況によって変わることがある。

※特別指導期間中は、原則、保護者の送迎によって登下校を行う。

(5) 別室指導プログラム（例）

	1日目		2日目以降	
	指導項目	内容	指導項目	内容
1コマ	奉仕活動	清掃活動などの身の回りの整理を行い反省の準備をする。	奉仕活動	清掃活動などの身の回りの整理を行い反省の準備をする。
2コマ	面談	生徒指導主事及びSSWによる教育相談と個別反省指導を行う。	人間関係トレーニング	ソーシャルスキルトレーニングを実施し、対人関係を円滑にするための技術や能力を身に付けさせる。
3コマ	その他（ストレスマネジメント）	ストレスを正しく理解し上手にストレスを対処する方法を学ばせる。	教科の課題	得意なところをさらに伸ばしていくなど、学習への意欲を高める。
4コマ	教科の課題	教科学習で行き詰まっているところに気付かせる。基礎・基本の徹底を図る。	その他（授業反省）	学級に戻し、当該児童の授業態度を観察する。授業態度をチェックし反省状況を把握する。
5コマ	人間関係トレーニング	ソーシャルスキルトレーニングを実施し、対人関係を円滑にするための技術や能力を身に付けさせる。	面談	再発防止のための具体的な約束と今後への展望を持たせる。
6コマ	教科の課題	教科学習で行き詰まっているところに気付かせる。基礎・基本の徹底を図る。反省文を書かせ、一日の生活をまとめる。	テーマごとの反省文	特別な指導期間で学んだことや現在の気持ち（謝罪を含む）を綴らせる。（自己変革の検証）

※給食、掃除時間、休憩時間は西校舎2階教育相談室で行う。